

院内感染対策に関する取り組み事項

院内感染対策の組織に関する事項

院内感染対策において、院内各部門の職員が職種横断的に協力し、病院全体の問題の把握と改善策を遂行する部門として「感染防止対策室」を設置し、以下に掲げる事項を責務、業務とし各組織と連携し活動を行います。

院内感染対策に関する職員研修についての事項

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とし、全職員を対象に年2回感染対策に関する研修会を開催しております。

感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症について、行政機関に速やかに届出を行っています。また、薬剤耐性菌を含む病原菌の分離状況等の院内サーベイランスを行い、その結果を定期的に感染対策室及び職員へ報告し、対策の立案に活用しています。更に、「院内感染レポート」を発行し、全職員へ周知しております。

院内感染発生時の対応に関する事項

院内で集団感染発生などが疑われた場合、感染防止対策室が速やかに情報収集すると共に、その状況を病院管理者に報告し必要に応じ所轄官庁及び関係機関と連携をとり対応します。